

発議第4号

香芝市議会基本条例を制定することについて

香芝市議会基本条例を次のとおり制定する。

令和3年4月13日提出

提出者

香芝市議会議員

川 田 裕

中 山 武彦

賛成者

香芝市議会議員

河 杉 博 之

小 西 高 吉

下 村 佳 史

上田井 良 二

芦 高 清 友

木 下 充 啓

香芝市議会基本条例

目次

前文

第1章 総則（第1条—第3条）

第2章 議員の責務、活動及び姿勢の原則（第4条・第5条）

第3章 議会運営の原則等（第6条・第7条）

第4章 市長等との関係（第8条—第10条）

第5章 議会の機能の強化（第11条—第22条）

第6章 市民との関係（第23条—第27条）

第7章 議会改革の推進（第28条）

第8章 政治倫理（第29条）

第9章 議会の大規模な災害その他の緊急事態への対応（第30条）

第10章 議会事務局等（第31条）

第11章 補則（第32条—第34条）

附則

香芝市議会は、日本国憲法に規定される地方自治の本旨に基づき議会設置の趣旨の理解を深め、法の支配の考えに基づき、本市の福祉の向上に努めなければならない。

また、間接民主主義による制度から、議会及び議員は住民の代弁者であり、その権能を高めることは住民の利益であり、議会及び議員の責務でもある。

本市議会は、分権時代へ議会改革に積極的に取り組み、市長その他の執行機関（以下、「市長等」という。）への監視機能の強化や政策立案機能の充実等の議論を行い、議会改革推進を積極的に取組んできた。

ここに、本市議会は、その責務を果たすため、議会運営の基本的事項を明確にし、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、地方自治の本旨に基づき、住民の代表として議会の基本理念、議員の責務及び活動原則等を定め、議会に関する基本的事項を定めることにより、議会の権能を高め、もって公共福祉の向上及び民主的な市政の発展に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第2条 議会は、地方自治の本旨の趣旨を理解した役割を果たし、市民自治の観点から、住民自治、団体自治を保障する地方自治の実現に取り組むものとする。

(基本方針)

第3条 議会は、前条の基本理念にのっとり、次に掲げる基本方針に基づいた議会活動を行うものとする。

- (1) 議会活動を市民に対して説明する責務を有することに鑑み、積極的に情報の公開を図るとともに、市民が参画しやすい開かれた議会運営を行うこと。
- (2) 議会の本来の機能である政策決定並びに市長等の事務の執行について監視及び評価を行うこと。
- (3) 提出された議案の審議又は審査を行うほか、本市の事務の調査及びそれに関する審議、政策立案並びに政策提言に取り組むこと。
- (4) 議会設置の趣旨に鑑み、議会改革を推進し、他の自治体の議会との交流及び情報交換に努めること。
- (5) 議長は、中立公正な職務遂行に努めるとともに、民主的かつ効率的な議会運営を行うものとする。

第2章 議員の責務、活動及び姿勢の原則

(議員の責務、活動及び姿勢の原則)

第4条 議員は、本市の事務を調査し、その内容を的確に把握し、市民の意向を重視し、市政の課題に対し、合議制の機関である議会を構成する一員として、議会活動を通じて、市民の負託に応えるものとする。

- 2 議員は、日常の調査及び研修活動を通じて自らの資質の向上に努めなければならない。
- 3 議員は、議会活動について、市民に対して説明する責務を有する。
- 4 議員は、議場及び委員会で質問及び質疑を行うに当たっては、一問一答方式の方法により行うものとする。

(議員の会派)

第5条 議員は、議会活動を行うため、会派を結成することができる。

- 2 会派は、議会改革、政策立案、政策決定、政策提言等に関し、提案に努める。
- 3 会派は、本市の事務調査に努めなければならない。
- 4 会派は、議場で代表質問をすることができる。

第3章 議会運営の原則等

(議会運営の原則)

第6条 議会は、本市の基本的な政策決定、市長等の事務の執行の監視及び評価又は修正を行い、政策立案及び政策提言を行う機能を発揮し、議会設置の趣旨を理解し、その役割を果たさなければならない。

- 2 議会は、市政の課題に的確かつ柔軟に対応し、その活動を展開するため、十分に審議を尽くすことができる会期を定めるものとする。
- 3 議会運営委員会は、議会運営について協議し、調整するものとする。

4 常任委員会又は特別委員会は、所管事務調査並びにその質疑を行い、議案等を審査する。
5 常任委員会又は特別委員会の委員は、所管事務調査等に係る資料を市長等に請求することができる。

6 前項の規定により資料の請求を受けた場合は、市長等は速やかに資料の提供を行うものとする。

(議会の説明責任)

第7条 議会は、議決責任を深く認識し、議会運営、政策立案、政策決定、政策提言等に関し、市民に対して説明に努めなければならない。

2 議会は、説明責任を果たすため、議会中継及び広報等を充実させなければならない。

第4章 議会と市長等との関係

(議会と市長等との関係の基本原則)

第8条 議会は、二元代表制の下、議会設置の役割を理解し、市長等と常に緊張ある関係を構築し、事務の執行の監視及び評価並びに改善を行うとともに政策立案及び政策提言を通じて、市政の発展に取り組みなければならない。

2 議会は、間接民主主義による住民代表が集まる合議制の機関としての趣旨に鑑み、市長等との執行機関の立場及び権能の違いを踏まえ、議会活動を行わなければならない。

(監視及び評価)

第9条 議会は、市長等の事務の執行について、事前又は事後に調査及び監視する責務を有する。

2 議会は、議場における審議、決算の認定、監査の請求、調査の実施等を通じて、市民に市長等の事務の執行についての評価を明らかにする責務を有する。

3 議会は、市長等の行為規範について、監視を行わなければならない。

(政策立案及び政策提言)

第10条 議会は、条例の制定、議案の修正、決議等を通じて、市長等に対し、積極的に政策立案及び政策提言を行うものとする。

第5章 議会の機能の強化

(議会の機能の強化)

第11条 議会は、市長等の事務の執行の監視及び評価並びに政策立案及び政策提言に関する議会の機能を強化するものとする。

2 議会は、権能強化のため各関係する法の趣旨を理解し、運用しなければならない。

(附属機関の設置)

第12条 議会は、議会活動に関し、審査、諮問又は調査のため必要があると認めるときは、別に条例で定めるところにより、附属機関を設置することができる。

(調査機関の設置)

第 13 条 議会は、議会または市政の課題に関する調査のため必要があると認めるときは、議決により、学識経験を有する者等（以下、「調査員」という。）で構成する調査機関を設置することができる。

2 議会は、必要があると認めるときは、前項の調査機関に、議員を構成員として加えることができる。

3 第 1 項の調査機関の設置に関し必要な事項は、議長が別に定める。

4 調査員に、手当及び旅費を支給することができる。ただし、議員の調査員はその限りでない。

5 手当及び旅費の額並びにその支給方法は、別の条例でこれを定めなければならない。

（検討会等の設置）

第 14 条 議会は、議会または市政の課題に関する調査のため必要があると認めるときは、目的を明確にし、議決により、議員で構成する検討会等を設置することができる。

2 前項の検討会等に関し必要な事項は、議長が別に定める。

（議員相互の討議の推進）

第 15 条 議員は、議会の機能を発揮するため、委員会等において、議員間の討議により、市政の課題の論点及び課題を明らかにするよう努めるものとする。

2 議員は、議員間の討議を通じて合意形成を図り、政策立案及び政策提言に取り組むものとする。

（文書による質問）

第 16 条 議員は、市長等に対し文書による質問を行うことができる。

2 市長等は、前 2 項の規定による質問を受けたときは、速やかに文書による回答しなければならない。

3 議長は、前項の規定による質問及び回答を全議員に通知するとともに、市民に公表するものとする。

4 第 1 項の質問は、議長を経由して行うものとする。

（市長の専決処分への議会対応）

第 17 条 議会は、正当な理由なき専決処分に関しては、承認してはならない。

（研修及び調査研究）

第 18 条 議員は、政策立案及び政策提言能力の向上のため、研修及び調査研究に積極的に努めるものとする。

2 議会は、議員研修の強化に当たり、広く各分野の専門家等（以下、「講師」という。）を招いて、議員研修を実施するものとする。

3 講師に、手当及び旅費を支給することができる。

4 手当及び旅費の額並びにその支給方法は、別の条例でこれを定めなければならない。

（政務活動費）

第 19 条 会派及び議員は、調査研究その他の活動に資するために政務活動費の交付を受け

ることができる。

2 議員は、政務活動費の証拠書類を公開すること等によりその用途の透明性を確保するものとする。

3 政務活動費に関しては、別に条例の定めるところによる。

(会議における質疑応答及び秩序等)

第 20 条 議場又は委員会における質問及び質疑は、一問一答の方式によるものとし、要旨をまとめ正確に行うものとする。

2 市長等及びその補助機関である職員は、議員の質問又は質疑に対して、その発言の趣旨が不明確な場合は、議長又は委員長の許可を得て、当該議員に対し確認することができる。3 市長等及びその補助機関である職員は、議員の質問又は質疑に対して、的確に要旨をまとめ正確に審議に必要な説明を行うものとする。

4 市長等及びその補助機関である職員は、議員の質問又は質疑に対して、指名された場合は、審議に必要な説明を行わなければならない。

5 委員会の秩序を乱し又は会議を妨害するものがあるときは、委員は、委員長の注意を喚起することができる。

(議会図書室)

第 21 条 議会は、議員の調査研究に資するために設置する議会図書室を適正に管理し、運営するとともに、その機能を強化する。

2 議員は、調査研究のため、積極的に議会図書室を利用するものとする。

3 議会図書室の運用に必要な事項は別に定める。

(予算の確保)

第 22 条 議会は、議事機関としての機能を充実させるために、必要な予算の確保に努めるものとする。

第 6 章 市民との関係

(市民の議会への参画推進)

第 23 条 議会は、市民の意向を議会活動に反映することを目的とし、市民の議会活動に参画する機会の確保に努めるものとする。

2 議会は、市長等の事務の執行の監視及び評価並びに政策立案及び政策提言の過程において、参考人、公聴会等の活用及び市民との意見交換等市民参画に係る制度の充実を努めるものとする。

(広聴広報機能の充実)

第 24 条 議会は、議会に対する市民の意向の把握及び多様な媒体を用いた市民への情報提供に努めるものとする。

2 議会は、広聴広報機能の充実を図るため、議員で構成する広聴広報会議を設置することができる。

3 前2項について、必要な事項は別に定める。

(委員会等の公開)

第25条 議会は、開かれた議会運営に資するため、委員会等を原則として公開する。

(議会活動に関する資料の公開)

第26条 議会は、香芝市情報公開条例(平成12年12月25日条例第28号)の規定の範囲において、議会活動に関する資料等を原則として公開し、会議録については、遅滞なく公開しなければならない。

2 前項の公開資料等は、議会ホームページにて公開する。

(請願及び陳情)

第27条 議会は、請願又は陳情を採択した場合、遅滞なくその実現に努めるものとする。2 請願又は陳情の審査に当たり、議長又は委員会が必要であると認めるときは、その提出者の意見を聴く機会を設けることができる。

第7章 議会改革の推進

(議会改革推進会議)

第28条 議会は、議会改革に継続的に取り組むため、議員で構成する議会改革推進委員会を設置する。

2 議会改革推進委員会の運営は、香芝市議会委員会条例の例による。

第8章 政治倫理

(政治倫理)

第29条 議員は、市民の負託にこたえるため、高い倫理的義務が課せられていることを自覚し、市民の代表として矜持を持ち、議員の品位を保持し、高度な専門的知識及び高度な識見を養うよう努めなければならない。

2 議員の政治倫理に関しては、別に条例で定めるところによる。

3 議員は、他の議員が倫理規範に反すると思慮する場合は、議長に報告しなければならない。

第9章 議会の大規模な災害その他の緊急事態への対応

第30条 議会は、大規模な災害その他の緊急事態の発生に際し、議事機関として迅速かつ的確な対応を行うほか、必要な場合は、議長が臨時の議場を設置することができる。

2 議会は、前項の対応を迅速かつ的確に行うために必要な体制の充実強化その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

第10章 議会事務局等

(議会事務局)

第 31 条 議会は、議会の立法補助能力を向上させ、議会活動を円滑かつ効率的に行うため、議会事務局の機能の強化及び組織体制の整備を図るものとする。

2 議会は、専門的な知識経験等を有する者を任期付きで議会事務局職員として採用する等、議会事務局体制の充実を図ることができる。

3 議会は、議会事務局における情報管理に努めなければならない。

第 10 章 補 則

(他の条例との関係)

第 32 条 この条例は、議会に関する基本的事項を定める条例であり、議会に関する他の条例等を制定し、又は改廃する場合においては、この条例との整合を図らなければならない。

(検討)

第 33 条 議会は、この条例の施行後、常に議会の資質向上のため、市民の意見、法制定及び改正等、社会情勢の変化を勘案し、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その措置に努めるものとする。

(委任)

第 34 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。